

# 特定非営利活動法人 三鷹フットボールアカデミー

## ～ 第 1 章 総 則 ～

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 三鷹フットボールアカデミーという。

### (事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都三鷹市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、東京都三鷹市およびその周辺地域において、スポーツを通し青少年の健全育成やスポーツ事業の企画運営、体育指導者などの育成を行い、地域スポーツの振興と発展を推進すると共に、生涯体育・学習につながる環境の整備と管理を行い、地域住民の生活の質の向上を目指すことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 青少年を対象としたサッカー等のスポーツクラブの企画・運営・管理
  - ①小学生年代のサッカーアカデミーの運営
  - ②中学生年代のサッカーアカデミーの運営
- (2) 地域スポーツ指導者の派遣・育成事業
  - ①スポーツ指導者講習会、研修会の開催
  - ②指導現場の提供
  - ③地域スポーツ指導者の派遣
- (3) その他、目的を達成するために必要となる事業。

## ～ 第 2 章 会 員 ～

### (会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 ：この法人の目的に賛同し入会した個人。
- (2) 準 会 員 ：この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を持たない者。

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、また、目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

～ 第 3 章 役 員 ～

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以内。
- (2) 監事1人以上2人以内。

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選 任 等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三等親以内の親族が1人を超えて含まれ、または、当該役員並びにその配偶者および三等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条、各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前3号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期はそれぞれの前任者または現任者の任期残存期間とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の号の一つに該当する場合には、総会の決議によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## ～ 第 4 章 会 議 ～

(種別)

第20条 この法人の会議は総会および理事会の2種類とする。

2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および収支予算並びにその変更

(4) 事業報告および収支決算

(5) 役員の選任または解任、職務および報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）  
その他、新たな義務の負担および権利の放棄

(8) 事務局の組織および運営

## (9) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項の規定に基づいて招集したとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は前条第2項3号の場合を除いて、理事会が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通告しなければならない。

### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第26条 総会は、役員および正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### (総会の決議)

第27条 総会における決議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通告した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

第28条 各役員および各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない役員および正会員は、あらかじめ通告された事項について書面をもって表決し、または他の役員および正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した役員および正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する役員および正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (総会の議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数と出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可不同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議長の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

～ 第 5 章 資 産 ～

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会を経て代表が別に定める。

## ～ 第 6 章 会 計 ～

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法、第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は理事会を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予 備 費)

第46条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、概定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、また、権利の放棄をしようとするときは、次事業年度に繰り越すものとする。

～ 第 7 章 定款の変更、解散および合併 ～

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した役員および正会員の4分の3以上の多数による議決が必要となり、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、東京都三鷹市に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を必要とする。かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、法人のホームページに掲示するとともに官報で行う。

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

～ 附 則 ～

1. この定款は、この法人設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。  
理 事 長： 沖 山 透  
副理事長： 吉 岡 則 次  
副理事長： 中 村 晋  
監 事： 清 水 安 一
3. この法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の設立日から平成16年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定に関わらず、この法人の設立日から平成16年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げた額とする。

(1) 正会員： 入会金 6,000円、および月会費6,000円。

(2) 準会員： 入会金 1,000円、および月会費500円。

(3) 賛助会員： 入会金 5,000円とし、月会費は徴収しない。

(4) 団体会員： 入会金10,000円とし、月会費は徴収しない。

7.この定款は令和5年6月29日より施行する。